

## 1 (2) SDGs の 17 のゴール

ゴール1		あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
ゴール2		飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
ゴール3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ゴール4		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
ゴール6		すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
ゴール7		すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8		すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
ゴール9		レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
ゴール10		国内および国家間の不平等を是正する
ゴール11		都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
ゴール12		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
ゴール13		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
ゴール14		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
ゴール15		陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
ゴール16		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
ゴール17		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2

出典：持続可能な開発目標（SDGs）報告 2021（国際連合広報センター）をもとに作成  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_report/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_report/)

1 **(3) 福岡県生物多様性戦略と関係するターゲット**

2 福岡県生物多様性戦略と関係するゴールとターゲットを p.資 2-3 の表で整理しま  
 3 した。この表に記載したターゲットについて、詳細な内容を以下に示します。なお、  
 4 169 のすべてのターゲットの和訳については、以下を参照してください。  
 5 我々の世界を変革する： 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）（外務  
 6 省） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

ゴール	ターゲット	和訳
1		<b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b>
	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
2		<b>飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b>
	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
3		<b>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b>
	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
4		<b>すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する</b>
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
5		<b>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</b>
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

7

8

ゴール	ターゲット	和訳
6		<b>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b>
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
7		<b>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</b>
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
8		<b>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</b>
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
9		<b>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b>
	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
10		<b>各国内及び各国間の不平等を是正する</b>
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
11		<b>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

1

2

ゴール	ターゲット	和訳
11 つづき	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
12		<b>持続可能な生産消費形態を確保する</b>
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
13		<b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b>
	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
14		<b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

1

2

ゴール	ターゲット	和訳
14 つづき	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
15		<b>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b>
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
16		<b>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b>
	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
17		<b>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</b>
	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1  
2

## 1 2. 愛知目標と達成状況

2 2020（令和2）年9月に、生物多様性条約事務局から愛知目標の進捗評価が発表さ  
 3 れました。この報告によると、以下の表に示したとおり、20の目標の中で完全に達成  
 4 できた目標は1つもないという厳しい結果が示されました。世界的には、生物多様性  
 5 を支える政策や、行動に関連する指針作りについては良好な成果が見られている一方  
 6 で、生物多様性の損失要因や現状については著しい悪化傾向が示されています。

7 愛知目標の達成状況

戦略目標 A	 1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	未達成
	 2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	未達成
	 3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される	未達成
	 4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	未達成
戦略目標 B	 5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	未達成
	 6	水産資源が持続的に漁獲される	未達成
	 7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	未達成
	 8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	未達成
	 9	侵略的外来種が制御され、根絶される	部分的に達成
	 10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	未達成
戦略目標 C	 11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される	部分的に達成
	 12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	未達成
	 13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	未達成
戦略目標 D	 14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	未達成
	 15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する	未達成
	 16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	部分的に達成
戦略目標 E	 17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	部分的に達成
	 18	伝統的知識が尊重され、主流化される	未達成
	 19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される	部分的に達成
	 20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	部分的に達成

出典：地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（生物多様性条約事務局）をもとに作成

### 3. 福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の実施状況と評価

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画期間（2018（平成30）年度～2021（令和3）年度）において、13の重点プロジェクトと150の施策、数値目標を設定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施しました。第2期行動計画の実施状況と評価は以下のとおりです。

#### (1) 重点プロジェクトの実施状況

番号	事業名	趣旨
1	県民参加型の生きもの調査の実施	生物多様性に対する関心と認識を深めるために、身近な自然事象の変化や野生生物などに関する情報を広範囲に収集する県民参加型調査を実施し、県民の環境問題への意識醸成を図るもの
2	環境教育副読本の利用促進	小学生を対象とした環境教育副読本「みんなの環境」に、生物多様性の大切さ等を掲載するとともに、学習指導要領との関連付けを行い、教育の場や家庭における活用頻度の向上を図ることで、子どもたちの理解を促進するもの
3	まちとむら交流促進	農林水産業の持つ多面的機能に対する県民の理解を深めるとともに、魅力ある地域づくりに貢献するもの
4	生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進	「自然環境保全地域」や「自然公園地域」など法令によって指定されたもの以外に生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、公共工事をはじめとした県の諸事業に配慮を取り入れるもの
5	英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業	耶馬日田英彦山国定公園において、絶滅危惧植物へのシカの食害を防止するため、シカ防護柵の設置やシカの捕獲を実施するとともに、種子の採取や苗の植え戻しを行うもの
6	福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備	絶滅危惧種の保護の基礎資料となる福岡県レッドデータブックの定期的な見直しを進めていくため、野生生物の生息・生育状況の情報収集を行い、改訂に向けた準備を行うもの
7	野生生物の保護に関する方針の策定	絶滅危惧種のうち特に保護の必要性が高い種については、規制による保護を推進するため、野生生物の保護に関する方針の検討を進めるもの
8	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進	野生鳥獣による農林水産物、生活環境、生態系被害への防止策を科学的、計画的に実施し、住民と鳥獣の棲み分け、共生を目指すもの
9	侵略的外来種防除マニュアルの作成	多様な主体が自主的に防除をできるような侵略的外来種の防除マニュアルを作成・周知し、防除活動を促進するもの
10	森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策	荒廃が進み、森林が有する公益的な機能が低下している森林において、強度間伐等を実施し、自然林へ誘導するもの
11	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入	県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全等に配慮する旨の方針を示す
12	県民一体となった生物多様性保全活動の推進	道路や河川などの清掃活動を行っている団体に対して、希少種保全や外来種防除の啓発を行い、地域主体の取組を推進するもの
13	生物多様性アドバイザー制度の利用促進	生物多様性に関して専門性の高い人材を登録し、市町村、NPO等、事業者などが実施する保全活動等において活用を促進するもの

8  
9  
10  
11

1 行動目標達成のために特に優先的に実行すべき取組を「重点プロジェクト」とし、  
 2 第2期では13の重点プロジェクトに取り組みました。そのうち、11のプロジェクト  
 3 は概ね計画どおりに実施され、成果を挙げることができました。

4  
 5  
 6  
 7

進捗状況	評価	次期戦略の取扱い
○県ホームページや福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報発信 ○自然観察会の開催	○ 一部 実施済	事業終了
○環境教育副読本「みんなの環境」を県内の小学校5年生に配付 ○地球温暖化ワークブックの作成(生物多様性ページも掲載) ・平成30年度：5・6年生向け作成 ・平成31/令和元年度：3・4年生向け作成 ・令和2年度：中学生向け作成	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)
○農林業体験ツアー ・平成30年度：27回開催、延べ900人参加 ・平成31/令和元年度：23回開催、延べ894人参加 ・令和2年度：17回開催、延べ433人参加 ※コロナ対策による中止や人数制限による影響	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○生物多様性地理情報システムの構築 ・県内の植生の情報、希少野生生物の分布情報など、重要地域の抽出のために必要な情報を収集	○ 一部 実施済	施策 (継続)
○耶馬日田英彦山国定公園におけるシカ捕獲事業、絶滅危惧植物保護対策事業 ・平成30年度：318頭捕獲、8種の種子採取 ・平成31/令和元年度：272頭捕獲、7種の種子採取 ・令和2年度：278頭捕獲、7種の種子採取	◎ 実施済	施策 (継続)
・平成30～令和元年度：希少種生息・生育状況調査の実施 ・令和2年度：希少野生生物保護検討会議設置(RDB改訂に向けた調査方針等を検討) ・令和3年度：分科会設置(自然環境調査の実施等)	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○福岡県希少野生動物種の保護に関する条例(令和2年10月公布、令和3年5月施行) ・指定希少野生動物種の指定(20種)	◎ 実施済	重点プロジェクト (新規)
○有害鳥獣捕獲頭数 ・平成30年度：シカ11,087頭、イノシシ22,095頭 ・平成31年度/令和元年度：10,932頭、イノシシ24,645頭 ・令和2年度：シカ11,297頭、イノシシ30,381頭	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
・平成30年7月：福岡県ヒアリ等対応マニュアル ・平成31年3月：防除リーフレット(オオキンケイギク、アレチウリ) ・令和2年3月：防除リーフレット(ブラジルチドメグサ) ・令和3年度中：侵略的外来種防除マニュアル(20種)の策定	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)
○強度間伐等の森林整備面積 ・平成30年度：1,114ha ・平成31/令和元年度：1,482ha ・令和2年度：1,554ha	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○県土の利用に関する各種計画において、生物多様性の保全に関する視点の導入 ・平成30年度：河川整備計画1件 ・平成31/令和元年度：河川整備計画5件、福岡地域森林計画1件 ・令和2年度：港湾計画2件	◎ 実施済	重点プロジェクト (継続)
○外来種防除リーフレットの配付(平成30年度) ・河川愛護団体480団体 ・さわやか道路美化促進事業673団体	◎ 実施済	事業終了
○生物多様性アドバイザー制度の構築 ・登録者：環境カウンセラーなど29名登録 ・派遣実績：平成30年度(15件)、平成31/令和元年度(15件)、令和2年度(8件)	◎ 実施済	重点プロジェクト (強化)

8  
 9  
 10  
 11

1 (2) 第2期行動計画の実施状況と評価

2 第2期行動計画では13の重点プロジェクトと150の施策を実施しました。計画期  
 3 間中における各施策の実施状況を踏まえ、評価と課題、今後の展開・方向性を整理し  
 4 ました。評価の結果、約94%が実施済(◎)か一部実施済(○)となり、それぞれ所  
 5 管課の事業の中で生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の推進が図られて  
 6 います。(◎:実施済 ○:一部実施済 △:着手済 ▲:検討中 ×:未実施)

大項目	中項目	小項目	実施状況評価						
			◎	○	△	▲	×	計	
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	(1) 県民への普及啓発		3	2				5	・県ホームページや福岡県生物多様性Web情報サイトによる定期的な情報発信や自然観察会の開催などにより、県民への周知・啓発を図り、生物多様性の理解促進に貢献した。
	(2) 教育・学習の機会を活用した啓発		11					11	・環境教育副読本を活用した授業や教育庁との連携による小学生向けの環境教育学習会などにより、学校現場における環境教育の充実を支援した。環境副読本の内容に対する満足度は高く、今後も継続的な取組が期待されている。
	(3) 自然とのふれあいの推進		10	2				12	・県主催の親子ハイキングや自然観察会のほか、様々な主体による自然観察会が県内各地で実施されており、県民が自然とふれあう機会が提供されている。 ・平尾台自然観察センターでは研修やイベント活動を通じて、ボランティアの育成を行うとともに、自然体験型イベントの充実を努めている。
	(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透		6	1				7	・県ホームページへの掲載や環境イベントでの配布を通じて、「県民行動リスト」を周知するとともに、行動の実践を促している。このほか、行政や関係団体などが連携し、食育や県産農林水産物の地産地消を推進する取組なども展開されており、県民の意識や行動の変容を促す契機となっている。
	(5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり		7	1				8	・地域資源を生かした農林漁村体験活動を企画・実施するほか、都市と農山漁村の交流活動に取り組む団体、またそうした交流活動等に自律的・継続的に取り組むための仕組みや組織づくりを行う団体への支援を通して、農山漁村が有する自然や文化、伝統などの優れた地域資源、多面的機能に対する県民の理解を促し、地域の魅力発信を図っている。
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1) 生態系ネットワークの形成		5	5				10	・遠賀川生態系ネットワーク形成推進協議会（主催：国土交通省遠賀川河川事務所）に参画し、生態系ネットワーク形成に向けた情報収集を行っている。
	(2) 重要地域の保全	①重要地域の保全に向けた新たな仕組みの構築	5	1			1	7	・希少種の生息・生育調査を実施し、重要地域の抽出に必要な情報収集を進めている。
	②自然環境の保全を目的とする既存制度を活用した重要地域の保全		6	1	1		2	10	・耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区において、生態系維持回復事業としてシカの生息状況調査や捕獲事業、絶滅危惧種の種子の保存を実施しており、当該地域における絶滅危惧種等を含めた生物多様性の保全に貢献している。 ・ラムサール条約湿地候補地に向けた情報収集を継続している。

7  
8

1  
2  
3  
4  
5  
6

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性」の認知度は約4割で推移しており、生物多様性に対する県民の理解・関心の高まりははまだ十分とは言えない。</li> <li>・県民を対象とした自然観察会の開催に取り組んだが、重点プロジェクト（県民参加型の生きもの調査）の事業化には至らなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関する情報の一元的な発信・提供を行う「生物多様性情報総合プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を2022（令和4）年2月に開設した【予定】。今後は、生物多様性Web情報サイトとの連携を図るとともに、これらを活用し、生物多様性に関する最新情報、県内の希少種や侵略的外来種を含む動植物種の情報、環境保全団体の活動情報などを一元的かつ豊富に発信することで、県民への普及啓発を強化する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育副読本における、生物多様性の教育資料としての活用度は、各学校や教員によって異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の関心をより高めるためには、環境教育は効果的な手法である。今後も小学校における環境教育の実践を支援するため、環境教育副読本「みんなの環境」の配布と活用頻度の向上を図る。併せて、授業や学習会等で利用できるよう、県作成の生物多様性に関する環境教育資料や啓発資料等をプラットフォームで一元的に提供する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会などの自然とのふれあい活動の機会創出を進める一方で、生物多様性を含めた自然環境保全の観点から、自然公園の適切な利用についても、理解促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察モデルコースやハイキングコースごとに作成したマップを市町村や学校、企業等に周知し、自然とのふれあい活動の機会創出を図る。併せて、国定公園の拠点としてのビジターセンターを自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民行動リストは2014（平成26）年3月に作成して以来、見直しを行っておらず、内容的にも生物多様性やSDGsとの関わりが表現できていない。また、認知度も低いという課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民一人ひとりが、生物多様性との関わりを日常生活の中で捉え、実感し、身近なところから行動することは、生物多様性を保全する上で重要であることから、県民行動リストの内容及び広報方法について改善を図る。</li> <li>・食品ロス削減や地産地消など消費者及び事業者の理解・関心を高める取組と連携し、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、交流活動等の企画提案に応募する団体数が増えず、ほぼ横ばいである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域づくりに取り組む団体への支援等を通じて、地域の活性化や魅力発信に取り組んでいく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等において生態系に配慮した取組が行われているが、現段階では、生態系ネットワークの形成に関する考え方の整理には至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農林水産業・河川環境・都市開発等の各種計画等において、生態系に配慮した取組を推進する。</li> <li>・生態系ネットワークの保全に関する先進的な取組事例を収集し、関係部局と情報共有を図るとともに、市町村や県民等に向けた情報発信を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では、生物多様性保全上重要な地域の抽出はできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、生物多様性の保全上重要な地域の抽出に向けて、関連情報の収集・分析を進める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一度喪失した植生等の回復には、長い時間を要することから、現時点では、生態系の著しい改善には至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、英彦山及び犬ヶ岳地区における生態系維持回復事業を実施する。</li> <li>・生物多様性の保全上、重要な地域である里地里山において、野生動植物等の生息・生育状況等の調査を実施する。</li> </ul>

7

大項目	中項目	小項目	実施状況評価							
			◎	○	△	▲	×	計		
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(2) 重要地域の保全	③その他の制度を活用した重要地域の保全	5	1				6	・名勝・天然記念物の指定や重要文化的景観の保全、緑地保全が適切に行われ、生物多様性の保全に寄与している。	
		①絶滅危惧種とその生息・生育環境の保全	2	1	1			4	・2024（令和6）年度の改訂に向けて検討会議を設置し、改訂方針を検討している。 ・「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布・施行し、県、市町村、事業者及び県民等が一体となった希少種保護の取組を推進している。 ・特に保護が必要な20種については「指定希少野生動植物種」に指定し、さらにそのうちの3種については保護回復事業を実施している。	
		②鳥獣の保護管理	9					9	・シカ捕獲や防護柵の設置等、鳥獣の産業被害に関する各種対策が積極的に進められており、被害額は減少傾向にある。 ・捕獲従事者の人材育成を継続して実施している。 ・獣肉処理加工施設への供給体制と加工後の流通体制を整備し、ジビエの消費拡大を図った。	
		③外来種の防除	5	3				8	・「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」を作成した【予定】。 ・防除の緊急性が高いアライグマ等の特定外来生物の現状把握と防除マニュアルの作成、市町村向けの捕獲支援（講習会の実施）等を行った。 ・外来種ごとに防除リーフレットを作成し、市町村や関係団体等に配布・周知を図った。	
		(4) 地球温暖化対策との連携	2	3		1		6	・県における温室効果ガス排出量は、基準年度（2013年度）比で2018年度は17.3%減少しており、地球温暖化の緩和に貢献している。 ・公共工事部局において緑化ガイドラインが活用されることにより、緑化が進み、温暖化対策にも貢献している。	
		(5) 環境影響評価制度の適切な運用	1					1	・環境影響評価手続の各段階において、生物多様性の確保や環境保全への適切な配慮がなされるよう意見を述べている。	
		(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	①公共工事全般に関する取組	10	3		3		16	・生物多様性に配慮した公共工事が行われるよう、県及び市町村の公共工事部局からの依頼に基づき、希少種の分布情報を提供し、公共工事における生物多様保全の取組を支援している。（県は2015（平成27）年度、市町村は2017（平成29）年度から実施） ・公共工事配慮事例集を2021（令和3）年度に改訂し、公共工事担当部局との情報共有を図った。
			②山地・森林における取組	5	1		1		7	・山地や森林が持つ公益的な機能を確保するため、透過型治山ダムの整備、保安林の指定といった砂防・治山・林道・災害対策の整備事業を実施することで、生物多様性の維持保全に貢献している。
	③農村における取組		2	1				3	・農村整備事業の実施に際しては、有識者が参画する「環境情報協議会」を開催するなど、生物多様性に配慮する視点が反映される仕組みが作られている。	
	④都市における取組		2	5				7	・道路建設に伴う緑化や街路樹について、緑化ガイドラインに基づき事業を実施している。 ・緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標、施策などを定める「緑の基本計画」が27市町で策定されており、生態系ネットワークに配慮した都市公園の整備等の推進が図られている。	
	⑤河川における取組		3	6				9	・河川整備基本方針、河川整備計画において、生物多様性配慮の観点を取り込まれている。また、多自然川づくりの考え方が浸透し、生物多様性に配慮した工事が実施されている。	

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、名勝・天然記念物の指定、重要文化的景観の選定、緑地保全、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保全活動を実施していく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」及び指定希少野生動植物種（20種）や規制内容に関するさらなる周知が必要である。</li> <li>指定種については、生息・生育状況の継続的な把握が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、レッドデータブックの改訂に向けた検討を行う。</li> <li>「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生動植物種」の生息・生育状況の調査及び情報収集を継続的に行うとともに、必要に応じて保護回復事業の実施を検討する。併せて、希少種保護に対する県民の意識醸成に取り組む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲従事者の高齢化が進み、狩猟者登録の届け出件数が減少傾向にある。</li> <li>県全域におけるシカの生息密度は減少しておらず、自然生態系への影響についても改善の兆しがみられていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、鳥獣駆除、捕獲従事者の人材育成、ジビエの消費拡大に関する事業を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性に影響を及ぼす外来種への関心と防除意識の喚起をさらに図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡県侵略的外来種防除マニュアル2021」や防除リーフレット等を県関係部局や市町村と共有するほか、プラットフォームや県民向けの出前講座、環境イベント等で周知する。</li> <li>「入れない、捨てない、扱げない」の外来種被害予防三原則のもと、県民や事業者に向けて侵略的外来種の生態や取扱い方法、ペット外来種の終生飼養に関する情報などの積極的な発信に取り組む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化は生物多様性の保全と密接な関わりがあるとの認識に立ち、対策を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022（令和4）年3月【予定】に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）に基づき総合的な地球温暖化対策を推進することで生物多様性の保全に寄与する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、環境影響評価手続の適切かつ円滑な実施を図り、手続の各段階において、必要に応じ事業者に対して意見を述べる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然の多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方を取り入れながら社会資本整備等を進めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「公共工事生物多様性配慮指針」及び「公共工事生物多様性配慮事例集」を関係部局と共有し、生物多様性に配慮した公共工事を推進する。</li> <li>「公共工事生物多様性配慮事例集」については、関係課と連携して事例の収集を進め、毎年度更新を行う。</li> <li>グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、山林、森林等における生物多様性の維持保全に関する取組を行っていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村整備事業において生物多様性配慮の視点が反映されるよう、引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> </ul>
<p>2018（平成30）年に国土交通省が「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に関して、生物多様性の配慮の視点が盛り込まれたが、それ以前に策定された計画の中には生物多様性に言及されていないものもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> <li>緑の基本計画改定の際は、生物多様性の配慮の視点を取り入れるよう働きかける。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、生物多様性に配慮した事業や計画策定を行っていく。</li> <li>行政職員を対象とした研修や、多自然川づくりの事例発表会を通じて、多自然川づくりの技術力向上と更なる普及啓発に取り組む。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	実施状況評価						
			◎	○	△	▲	×	計	
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(6) 生物多様性に配慮した公共工事の推進	⑥沿岸・海域における取組	3	2				5	海岸環境の保全・再生や漁港漁場の整備にあたり、生物の生息環境に配慮した工事や緑地の整備を検討するなど、生物多様性の視点が取り入れられている。
		⑦山地から海岸までの一貫した取組	5	2				7	・ 同中項目の①から⑥までで述べた森林整備、水質保全、治水・利水事業について、生物多様性に配慮した事業が実施されている。
3. 生物多様性の持続可能な利用を図ります	(1) 生物多様性に配慮した農林水産業の推進	①林業分野における取組	10					10	・ 森林の有する公益的機能を発揮するため、林業の人材育成、市町村が実施する人工林の間伐支援、不採算人工林から自然林への誘導事業を通して、生物多様性に配慮がなされている。また、福岡地域森林計画の改訂（2020年）の際には、生物多様性に関する視点が導入された。
		②農業分野における取組	8			1		9	・ 化学肥料や化学合成農薬を低減する「ふくおかエコ農産物認証制度」や「環境保全型農業直接支払制度」の推進を図っている。 ・ 安全な農作物の生産や環境保全等に取り組む農家の増加を目指し、農業における食品安全、環境保全、労働安全等に取り組むGAP（農業生産工程管理）の導入を支援している。
		③漁業分野における取組	6					6	・ 水産資源の持続的な利用を図るため、資源調査を実施し、調査結果を踏まえて資源管理計画等を策定し、資源管理に努めている。 ・ 計画的な種苗放流による増殖、外来魚の防除研究、疾病対策に取り組んでいる。
	(2) 里地里山里海の適切な利用と管理	①里地里山の適切な利用と管理	9					9	・ 森林・山村多面的機能発揮対策事業等により、森林の持つ多面的機能の保全と再生に関する取組が進んでいる。 ・ 森林（もり）づくり活動公募事業によるNPO等への活動支援が行われている。また、中山間地域の共同活動をボランティアが支援する「中山間応援サポーター制度」の実施により、里地里山の維持管理とともに、住民との交流や地域の活性化等に取り組んでいる。
	②里海の適切な利用と管理	10	1		1		12	・ 県内の海岸、漁場への漂着物に対する市町村の取組を県が支援している。 ・ 藻場、干潟の保全活動や漂流・漂着するごみの回収活動に取り組む漁業者・地域住民によるグループを支援することで、水質や底質の浄化機能を有し、生態系の維持に不可欠な藻場、干潟の保全を図っている。	
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透	①県政における生物多様性の浸透	7	1		1		9	・ 公共工事部局に対する研修を実施し、公共工事に対する生物多様性の視点導入を継続して呼びかけている。また、県が各河川毎に策定する河川整備計画には生物多様性の視点が導入されている。 ・ 保健福祉環境事務所の生物多様性担当者に対して毎年研修を実施している。 ・ グリーンインフラの取組を進めるため、公共工事担当部局を構成員とする庁内ワーキンググループが設置され、環境部もオブザーバーとして参画している。
		②市町村の取組促進と支援	2					2	・ 市町村生物多様性担当者向けの研修において、生物多様性の重要性と地域戦略の策定を働きかけたほか、市町村と連携して絶滅危惧種等（ガシャモク、オニバス、スイゼンジノリ）の保全対策を支援している。
	(2) 多様な主体の参画促進	①地域活動の促進	6	2				8	・ 地域主体の生物多様性保全活動を推進するため、外来種の防除リーフレットを作成し、市町村、河川愛護団体等に配布した。各地区の地域環境協議会においては、団体交流会や報告会、地域住民を対象とした観察会や出前講座が実施されており、県民が保全活動に参加する動機づけの機会となっている。

1  
2  
3

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、里海の生態系保全と安全確保に向けて、生物多様性に配慮した海岸環境の保全・再生、漁港漁場の整備事業を行っていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>流域のつながりがもたらす多面的な機能や効果については認識されつつあるが、事業課が多岐にわたっており、部局横断的な取組は行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組においては、グリーンインフラの考え方を取り入れながら災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を保全・再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献するよう努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>放置竹林・侵入竹整備に取り組んでいるが、竹林の拡大が進んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、森林の有する公益的機能の発揮に向け、人工林の間伐支援や自然林への誘導事業等を実施する。</li> <li>関係自治体との連携を強化し、放置竹林対策を推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、化学肥料や化学合成農薬の低減、生産工程における環境保全など生物多様性に配慮した持続性の高い農業への支援を推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水産資源の持続的な利用を保つため、生態系の保全と水産資源の管理を推進する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保安全管理等を行う農業者の高齢化や地域住民の減少が課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、森林の持つ多面的機能の保全と再生の取組を推進する。</li> <li>保安全管理等を行う活動組織の合併・広域化や外部人材の活用等により担い手の確保を図ることを検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、海洋プラスチックを含む海岸、漁場への漂着物に対する市町村の取組を支援するとともに、漁業者・地域住民による藻場、干潟の保全活動を支援することを通して、海岸環境の保全に取り組んでいく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の視点の導入は進みつつあるが、まだ導入されていない計画等もあるため、策定（改訂）の際には生物多様性の視点を導入するよう、継続的に促す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の視点が導入されていない計画・指針を把握するとともに、生物多様性戦略庁内推進会議を通して、視点の導入を促す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの市町村で生物多様性地域戦略の策定が進んでいない（7市町村策定済）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村担当者会議や研修会などを通じて地域戦略策定の機運醸成を図るとともに、策定を検討している市町村に対しては助言や情報提供を適宜行う。</li> <li>市町村が実施する生物多様性の保全・再生事業等に対し必要に応じて助言を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの協議会も自然観察会や出前講座など、多くの県民の参加を得ながら事業を展開しているが、さらに多くの地域住民の関心・興味及び活動への参加を喚起する取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域環境協議会を中心に生物多様性の保全活動を実施するとともに、NPO等の活動を発信することで地域住民の保全活動への参画を促進する。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	実施状況評価						計	生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献
			◎	○	△	▲	×			
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(2) 多様な主体の参画促進	②企業の取組促進と支援	4	1		2			7	・ 県ホームページ等において、生物多様性保全に貢献した企業や認証制度等を発信することにより、生物多様性保全への民間の参画が進むよう取り組んだ。
	(3) 連携促進によるネットワーク化		4						4	・ 地域環境協議会における事業を通して、構成団体の交流を促進した。 ・ 「遠賀川流域生態系ネットワーク形成推進協議会」に参画(2018年～)するとともに、同協議会が主催する勉強会等において、外来生物の駆除に関する情報を提供した。
	(4) 人材育成と活用		2						2	・ アドバイザー登録者数29人 ・ 第2期行動計画、通算で計38回実施
	(5) 調査研究の推進		8	2		1			11	・ 県ホームページ「福岡県の希少野生生物」で公開している希少種分布情報は、サイトへのアクセス数が多く、県民によく利用されている。 ・ 生物多様性地理情報システムを再構築し、植生図や絶滅危惧種、外来種の分布情報の蓄積を進めている。
計			183	48	2	11	3	247		

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

※1つの施策に対して複数の所管課がある場合は、それぞれの所管課の評価結果を合算しているため、13の重点プロジェクトと150の施策を合わせた163よりも評価結果の合計の方が多くなっています。

実施状況評価	今後の展開・方向性
課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性保全に貢献した企業等の情報収集が十分にできていない。</li> <li>・生物多様性保全への民間の参画が進むよう、企業の自主的な取組を促す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の自主的な取組を支援するため、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する企業の取組事例などを収集し、プラットフォームを活用して情報提供する【予定】。</li> </ul>
<p>地域環境協議会の事務局である保健福祉環境事務所だけでなく、他の協議会構成団体が企画・実施主体となる事業についても更に広げていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域環境協議会において各主体が連携・協働していけるよう、情報交換・企画会議、環境保全活動等、様々な交流会などの取組を通じて、多様な主体の参加促進とネットワークづくりを進める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性アドバイザーの登録者数は第2期行動計画策定時の16人から29人に増加したが、数値目標50人の達成には至らなかった。</li> <li>・保全団体や学校、企業等への周知が不足しており、派遣要請が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性アドバイザーの登録・派遣制度の運用について改善を図り、市町村、教育機関、NPO等、企業、自治会などが実施する啓発活動等の効果的な実施を支援する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種以外の情報収集が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性地理情報システムへの情報蓄積を進めるとともに、プラットフォームを活用し、希少種以外の情報提供についても充実を図る。</li> <li>・本県の生物多様性に関する調査研究、情報収集、技術指導等を一括して行う拠点として、その役割を担う保健環境研究所の機能拡充を図る。</li> </ul>

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

1 (3) 数値目標及び参考となるその他指標

2 ① 数値目標

3 4つの行動目標の到達度を把握するための指標として、第2期行動計画では17の  
4 数値目標を設定しました。17の数値目標のうち、12の項目が達成または前進となっ  
5 ており、全体として取組が進んでいると評価できます。

- 6 ◎ (達成) : 数値目標を達成できたもの  
7 ○ (前進) : 数値目標は達成できなかったが、第2期行動計画策定時より前進しているもの  
8 △ (現状維持) : 第2期行動計画策定時とほぼ変わらないもの  
9 × (後退) : 第2期行動計画策定時より後退したもの

行動目標	指標項目	①戦略第2期策定時(2017年度)	②数値目標(2022年度)	③現状(2020年度)	達成状況評価 (◎:達成) (○:前進) (△:現状維持) (×:後退)
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 生物多様性の認知度	38.1%	50.0%	39.0%	○
	2 県民参加型生きもの調査の登録人数	2,997人(2016年度)	4,000人	2,997人	△
	3 福岡県の希少野生生物ホームページへのアクセス件数	120,020件(2016年度)	132,000件	177,391件	◎
	4 平尾台自然観察センターの入館者数	41,858人(2016年度)	47,000人	14,247人	×
	5 こどもエコクラブ市町村事務局数	13市町(2016年度)	30市町村	22市町	○
2 生物多様性の保全と再生を図ります	6 自然公園の面積	88,101 ha(2016年度)	増加を目指す	88,101 ha	△
	7 自然環境保全地域等の面積	134.1 ha(2016年度)	増加を目指す	134.1 ha	△
	8 保安林指定面積	103,939 ha(2015年度)	増加を目指す	105,528 ha	◎
	9 シカの生息密度(第二種特定鳥獣管理計画より)	25,300頭(2014年度)	3,000頭(2021年度)	25,300頭(2014年度)	△
	10 アライグマ防除計画策定市町村数	20市町村(2016年度)	31市町村	24市町村	○
3 生物多様性の持続可能な利用を図ります	11 県が実施する公共建築物等の県産木材利用量	8,737m <sup>3</sup> (2015年度)	10,000 m <sup>3</sup> (2021年度)	9,657m <sup>3</sup>	○
	12 間伐材等のエネルギー源としての利用量	29千t(2015年度)	50千t(2021年度)	94千t	◎
	13 森林ボランティア組織数	199組織(2015年度)	280組織(2021年度)	264組織	○
	14 農地等の保全に取り組む面積	39,056ha(2015年度)	40,000ha(2021年度)	40,033ha	◎
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	15 生物多様性地域戦略策定市町村数	4市町村	6市町村	7市町村	◎
	16 生物多様性アドバイザー登録数	16人(2016年度)	50人	29人	○
	17 生物多様性アドバイザー派遣実績数	6件(2016年度)	50件(5年間累計)	38件(3年間累計)	○

1 ②参考となるその他の指標

2 第2期行動計画期間中の情勢変化を把握するため、数値目標のほかに20の参考指  
 3 標を設定しました。第2期行動計画策定時と現状(2020年度)との比較は次のとおり  
 4 です。

行動目標		指標項目	戦略第2期 策定時 (2017年度)	現状 (2020年度)
1	私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1 県立森林公園利用者	43万7千人 (2016年度)	40万6千人
		2 こどもエコクラブ登録団体数	86団体 (2016年度)	143団体
2	生物多様性の保全と再生を図ります	3 県施設における絶滅危惧動植物の生息域外保全種数	10種 (2016年度)	12種
		4 特定外来生物の県内生息確認種数	21種	24種
		5 侵略的外来種防除マニュアル策定種数	2種	3種
		6 天然記念物(国・県・市町村指定)	307件 (2016年度)	316件 (~2020年度)
		7 鳥獣保護区の面積	63,302㎡ (2016年度)	63,302㎡
		8 長期育成循環施業等による複層林及び広葉樹林造成面積(累計面積)	111ha	112ha (2019年度)
		9 都市公園の面積	4,580ha (2015年度)	4,725ha
		10 特別緑地保全地区面積	204.6ha (2015年度)	204.6ha
		11 風致地区面積	13,636ha (2015年度)	13,636ha
		12 多自然川づくりの整備状況	31か所、25河川 (2016年度)	26か所、21河川
		3	生物多様性の持続可能な利用を図ります	13 放置竹林・侵入竹整備面積
14 木質バイオマスの利用状況	230千t (2016年度)			347千t (2019年度)
15 環境保全型農業直接支援対策参加農家戸数	724戸 (2016年度)			636戸 (2019年度)
16 中山間地域等直接支払制度の協定面積	5,695ha (2016年度)			4,861ha
17 耕作放棄地面積	6,992ha (2015年度)			—
18 食育・地産地消ポータルサイトのアクセス件数(H18年度～累計)	241,616件 (2016年度)			388,830件
4	生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	19 都市、河川やため池等の生物多様性の状況がわかる指標の開発	1件 (2016年度)	2件
		20 緑の基本計画策定市町村数	27市町村 (2014年度)	27市町村

5  
 6 ※No17については、算定根拠となる資料を国が公表しなくなったため「—」とした。

1 **4. 県民の意向把握**

2 県民の意向を把握するために自然環境保全団体等へのアンケート、県政モニターア  
3 ンケート、意見募集（パブリックコメント）を以下のとおり実施しました。

4

5 **（1）自然環境保全団体等へのアンケート**

6 目的：多様な主体による活動の推進には、地域の団体による自然環境保全活動が  
7 重要なことから、県内自然環境保全団体等の活動状況や課題、行政等に求  
8 めることを把握するため、アンケートを実施しました。

9 実施時期：2021(令和3)年8月13日～31日

10 対象：地域環境協議会で関わりのある県内の自然環境保全団体等

11 回答団体：46団体／79団体（回収率58.2%）

12 補足：新型コロナウイルス感染症により活動に影響が生じている場合は、影響を  
13 受ける前の活動状況について回答いただくよう依頼。

14

15 **① 団体の活動目的（複数回答可）**

項目	件数	割合
自然体験・環境学習の実施・指導・支援	35	25.4%
自然環境の保全	33	23.9%
環境保全に関する啓発活動	30	21.7%
公園の清掃、美化、植栽の管理	11	8.0%
緑化推進、管理・保全活動	10	7.2%
その他	9	6.5%
ごみの減量・リサイクルの推進	4	2.9%
大気・水質等の汚染物質に関する計測や情報提供	4	2.9%
まち・道路の美化	2	1.4%

16

17 〈その他の回答〉

18 ・野鳥の生息調査

19 ・農山漁村又は中山間地の振興を図る活動 等

20

21 **② 団体が主に活動する活動地**

項目	件数	割合
福岡	14	30.4%
北九州	12	26.1%
筑豊	6	13.0%
筑後	8	17.4%
全域	5	10.9%
未回答	1	2.2%

22

23

24

1 ③ 団体が活動するフィールド（複数回答可）

項目	件数	割合
河川・湿原	22	24.2%
森林	21	23.1%
沿岸・海岸	15	16.5%
農村	13	14.3%
その他	8	8.8%
都市	6	6.6%
未回答	6	6.6%

2

3

<その他の回答>

4

・棚田や農地

5

・小学校・中学校での啓発活動 等

6

7

④ 団体の構成人数

区分	団体数	割合
10人以下	4	8.7%
30人以下	17	37.0%
50人以下	10	21.7%
100人以下	6	13.0%
500人以下	6	13.0%
501人以上	1	2.2%
未回答	2	4.3%

8

9

10

⑤ 団体の年代別の構成人数

区分	構成人数	割合
10代	32	0.8%
20代	47	1.2%
30代	104	2.7%
40代	238	6.1%
50代	422	10.8%
60代	1222	31.3%
70代以上	1583	40.6%
未回答	250	6.4%

11

12

13

⑥ 団体の活動頻度

項目	件数	割合
週に1回程度以上	13	28.3%
月に1回程度	14	30.4%
2～3か月に1回程度	8	17.4%
半年に1回程度	2	4.3%
年1回程度	2	4.3%
その他	5	10.9%
未回答	2	4.3%

14

15

<その他の回答>

16

・毎日（雨天以外） 等

17

1 ⑦ 団体の主な財源（複数回答可）

項目	件数	割合
会員の会費・入会金	27	23.7%
行政の補助金・助成金	22	19.3%
行政の委託事業による収入	16	14.0%
民間団体（企業や財団等）の補助金・助成金	12	10.5%
寄附金・協賛金	10	8.8%
参加者から徴収した会費	9	7.9%
自発的事業による収入	8	7.0%
民間の委託事業による収入	3	2.6%
その他	5	4.4%
未回答	2	1.8%

2 <その他の回答>

3 ・個人負担

4 ・古紙回収 等

7 ⑧ 活動を行う上で課題だと感じていること（複数回答可）

項目	件数	割合
後継者の不足	32	26.0%
団体運営の中核を担う人材の不足	27	22.0%
活動を支え、応援してくれるボランティアの不足	14	11.4%
活動資金の不足	13	10.6%
団体情報や活動内容を地域住民等に発信する機会の不足	10	8.1%
活動に必要な知識・技能の向上を図る機会の不足	5	4.1%
行政や企業、他団体とのネットワークの不足	5	4.1%
活動に必要な機械・物品等の不足	4	3.3%
活動する場所の不足	2	1.6%
活動に必要な新しい情報等の不足	2	1.6%
その他	5	4.1%
特になし	2	1.6%
未回答	2	1.6%

8 <その他の回答>

9 ・高齢化

10 ・若者の入会

11 ・行政や研究者のバックアップ 等

13

1 ⑨ 広報活動への取組（複数回答可）

項目	件数	割合
イベントの開催前などにチラシ等を発行	23	17.3%
会員の知り合いを通じて紹介	20	15.0%
活動だよりや新聞等を定期的に発行	17	12.8%
団体専用のSNS（ブログ、facebook、Twitter、LINEなど）を活用	17	12.8%
マスコミ（新聞、テレビ、コミュニティFM、ケーブルテレビ等）への情報提供	15	11.3%
団体専用のホームページを活用	13	9.8%
活動地域の自治体やボランティアセンター等に団体の発行物やチラシ等を配架	11	8.3%
活動地域の自治体やボランティアセンター等のWEBサイト（掲示板等の機能）を活用	7	5.3%
その他	7	5.3%
特になし	3	2.3%

2

3

<その他の回答>

4

・メールマガジンの発行

5

・自治体の広報紙やホームページ

6

・個人の Facebook に活動状況掲載 等

7

8 ⑩ 自然環境の保全に必要な情報の収集手段（複数回答可）

項目	件数	割合
インターネット	30	25.6%
一般向けの新聞や雑誌	18	15.4%
他の環境保全団体の広報誌	16	13.7%
大学等の専門家のWEBサイトまたはSNS	10	8.5%
テレビ、ラジオ	9	7.7%
自治体のWEBサイト	9	7.7%
自治体の広報誌	7	6.0%
自治体のSNS（facebook、Twitter等）	4	3.4%
業界向けの新聞や雑誌	3	2.6%
その他	7	6.0%
特に何もしていない	3	2.6%
未回答	1	0.9%

9

10

<その他の回答>

11

・上部団体から

12

・専門家から

13

・他団体から 等

14

15

1 ⑪ 県が実施している生物多様性保全に関する取組の把握（複数回答可）

項目	件数	割合
福岡県レッドデータブック	32	17.0%
福岡県レッドデータブックのWEBサイト「福岡県の希少野生生物」	28	14.9%
福岡県生物多様性戦略	27	14.4%
福岡県侵略的外来種リスト	22	11.7%
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	20	10.6%
外来種防除リーフレット	13	6.9%
福岡県生物多様性WEB情報サイト（facebook）	11	5.9%
地域環境協議会	10	5.3%
生物多様性を守るための「県民行動リスト」	9	4.8%
福岡県生物多様性アドバイザー	9	4.8%
その他	1	0.5%
いずれも知らない	4	2.1%
未回答	2	1.1%

2  
3

4 ⑫ 県から提供してほしいと思う情報（複数回答可）

項目	件数	割合
希少な動植物種に関する基本情報（リスト、生育・生息状況）	24	15.4%
生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策	23	14.7%
希少な動植物種に関する施策や保護・回復の取組	23	14.7%
外来種に関する基本情報（生態、分布状況、対策の優先順位等）	23	14.7%
外来種の防除に関する施策や防除方法	18	11.5%
地球温暖化など地球環境問題に関する情報	16	10.3%
大気や水質、廃棄物などの環境汚染に関する情報	14	9.0%
食品ロス削減や再資源化、リサイクルに関する情報	7	4.5%
県内で生物多様性の保全に貢献している企業や教育機関等の情報	1	0.6%
県内で活動している環境保全団体の研究報告書や活動報告書	0	0.0%
県が主催する自然観察会やその他イベント等の開催情報	0	0.0%
県が作成した環境啓発資料の情報	0	0.0%
団体支援情報（助成金やその他の支援）	0	0.0%
環境に関する新しい情報（COP15、生物多様性国家戦略、SDGs等）	0	0.0%
その他	0	0.0%
特になし	4	2.6%
未回答	3	1.9%

5  
6  
7  
8

1 ⑬ 今後の活動にあたり行政に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
活動費の助成	20	27.8%
他団体（市町村や企業等も含む）との交流の場を設ける、 コーディネート	14	19.4%
活動に当たっての助言・専門家の紹介	13	18.1%
団体の活動状況を県のホームページ等で紹介	12	16.7%
その他	4	5.6%
特になし	6	8.3%
未回答	3	4.2%

2  
3 <その他の回答>

4 ・広報

5 ・作業環境の整備、トイレ、駐車場 等

6  
7 ⑭ 今後の活動にあたり教育機関に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
小学校等と団体との協働による保全活動の実施	29	34.1%
子どもたちの生物への関心を向上させるための自然観察会 等の実施	26	30.6%
生物多様性に関する教職員への研修の実施	19	22.4%
その他	2	2.4%
特になし	5	5.9%
未回答	4	4.7%

8  
9 <その他の回答>

10 ・授業に入るための広報とその際の活動費（謝礼金、材料費）の提供 等

11  
12 ⑮ 今後の活動にあたり企業に対して求めること（複数回答可）

項目	件数	割合
企業と環境保全団体とが協働・連携した環境保全活動の実 施	24	22.6%
活動に対する人的支援（社員のボランティア参加等）	21	19.8%
自主的な環境保全活動	18	17.0%
団体への寄附等	18	17.0%
活動に対するモノ（物品や活動場所等）の提供	14	13.2%
その他	0	0.0%
特になし	3	2.8%
未回答	8	7.5%

13

14

1 ⑩ 今後の活動の展望や発展させたいこと（自由記述・主な意見）

2 ・小学生での授業も多様化してきており、環境分野の専門家の授業を望む声も多数  
3 ある。学校に合わせた柔軟な対応が出来る団体、人材の育成、ニーズがある場所  
4 へスムーズに講師派遣を行える仕組みを整えていくことができれば、多くの子ども  
5 たちへの啓発が可能になると思われる。

6

7 ・近年 SDG s などの環境に関する情報が報道などで取り上げられることが多くなり、  
8 特に清掃活動への参加者が増えてきた。当会の清掃活動に参加される方に当会以外  
9 の団体の活動も紹介しプラットフォーム的な役割を担いたい。

10

11 ・都市部の緑地（特別緑地保全地区など）は、都市住民にとって身近な自然であり、  
12 体験や教育の場となり得る。

13

14 ・行政との共働で都市部の緑地の保全と活用を進める事業を行ってきた。今年度で  
15 事業は終了予定だが、都市の生物多様性保全の意味もあり、なんらかのかたちで  
16 継続していきたい。

17

18 ・コロナウイルス感染防止の為に、活動を中止している。2 年間の交流会中止で再  
19 び活動する事に不安を感じている。

20

21 ・子ども食堂のグループと合同で、食事の前にレクリエーションとして近くの山に  
22 連れて行き、山の中での発見を楽しんでもらう活動を試みており、子どもたちも  
23 楽しみに参加してくれている。

24

25 ・外来種、希少種への対応は、農林業との連携が欠かせないと考える。環境保全型  
26 の農林業が促進されるよう、行政部局内の連携と横のつながり強化を期待したい。

27

28 ・大雨による河川の氾濫、山地の土砂流出などが毎年のように発生している。これ  
29 らの災害の復旧について、環境に配慮した復旧・復興を呼びかけており、今後も  
30 積極的に取り組んでいきたい。

31

32

33

34

35

36

37

38

39

1 (2) 県政モニターアンケート

2 目的：本戦略推進の参考とするため、生物多様性に関する意識や保全の取組に対  
3 する考え方等についてアンケートを実施しました。

4 実施時期：2021(令和3)年8月16日～30日

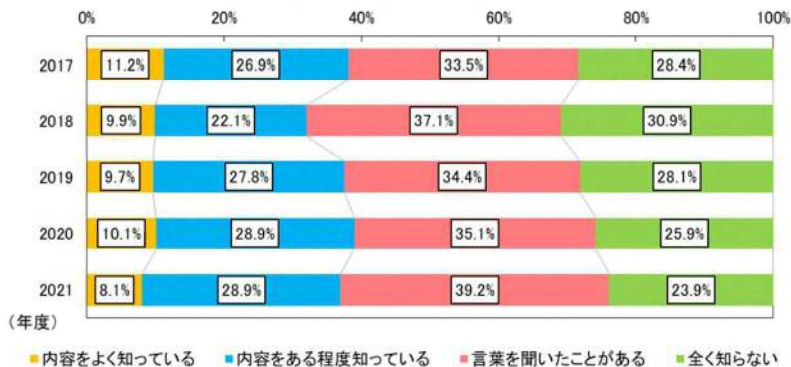
5 対象：県政モニター 360人

7 ① 「生物多様性」という言葉を知っているか

項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	割合
内容をよく知っている	7	5	4	2	6	4	1	29	8.1%
内容をある程度知っている	7	15	20	24	11	20	7	104	28.9%
言葉を聞いたことがある	2	18	40	29	22	19	11	141	39.2%
全く知らない	1	10	17	19	22	10	7	86	23.9%

8 ※「内容をよく知っている」と「内容をある程度知っている」の合算を生物多様性の  
9 認知度として扱っている。

12 <福岡県における生物多様性の認知度の推移>



13  
14

15 ② 生物多様性に配慮した行動として行っていること（2つまで回答可）

項目	件数	割合
旬のもの、地元のものを選んで購入する	196	30.1%
節電やアイドリングストップなど地球温暖化対策に取り組む	158	24.2%
生きものを最後まで責任を持って育てる	116	17.8%
身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう	65	10.0%
生物多様性や環境に配慮している企業の商品やサービスを優先的に選ぶ	41	6.3%
自然や生きものについて、家族や友人と話し合う	35	5.4%
生物多様性に関わる観察・調査・保全・再生などの活動に参加する	21	3.2%
エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加する	9	1.4%
特に行きたいとは思わない	4	0.6%
その他	7	1.1%

16  
17

<特に行きたいとは思わないを選んだ理由>

18 ・よくわからないから 等

- 1 <その他の回答>
- 2 ・庭を自然豊かにしている。蜻蛉やカエル、てんとう虫、チョウ、蜜蜂など生き物
- 3 が来たり住んだりしやすい環境にしている。また、自分が排出する二酸化炭素を
- 4 相殺するために木を植えている。木のおかげで直射日光が家に当たらず省エネに
- 5 なる
- 6 ・環境問題を考える講座を開催しているが、そういった講座やラブアースなどに参
- 7 加してほしい 等

8

9 ③ これまでに自然環境や生物多様性の保全活動に参加したことがあるか

項目	合計	割合
NPOなどの自然環境保全団体に属しており、定期的に活動を行っている	4	1.1%
団体には所属していないが、NPOなどの自然環境保全団体の活動に時々参加している、または参加したことがある	33	9.2%
保全活動に参加したことはないが、身の回りにある自然に興味を持ち、親しんでいる	130	36.1%
保全活動への参加や身の回りにある自然とのふれあいに興味を持っているが、参加の方法がわからない、またはきっかけがない	142	39.4%
興味がないので参加したいとは思わない	46	12.8%
その他	5	1.4%

- 10
- 11 <その他の回答>
- 12 ・自然保護団体に定期的に寄附をしている
- 13 ・勤務先でクリーンアップ活動(地域のお掃除活動)に参加したことがある 等

14

15 ④ 県が実施している生物多様性保全のための取組で知っているもの

(複数選択可)

項目	件数	割合
福岡県レッドデータブック	90	18.2%
福岡県の希少野生生物	51	10.3%
外来種防除リーフレット	39	7.9%
福岡県侵略的外来種リスト	24	4.9%
福岡県生物多様性戦略	21	4.3%
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	19	3.8%
地域環境協議会	17	3.4%
県民行動リスト	13	2.6%
その他	1	0.2%
いずれも知らない	219	44.3%

- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22

1 ⑤ 自然共生社会の実現を目指していく上で、県が重点的に取り組むべきこと  
 2 (3つまで選択可)

項目	件数	割合
身近な野生生物（ホタル、ツバメなど）や里地里山といった身近な自然の保全	232	23.6%
環境教育の充実	152	15.5%
希少な野生動植物やその生息地の保全・保護	143	14.6%
環境に配慮した公共工事の推進	127	12.9%
野生鳥獣（シカ、イノシシなど）や外来生物による被害の防止	125	12.7%
生物多様性に関する各種情報の発信・提供	85	8.7%
生物多様性の保全に取り組む民間団体への支援	59	6.0%
生物多様性保全の取組を進めるための科学的なデータの集積や調査・研究	46	4.7%
その他	5	0.5%
分からない	7	0.7%

3  
4 <その他の回答>

- 5 ・小学校から高校までの過程で、生物多様性についてしっかりと教育を行うことが  
 6 必要  
 7 ・生物多様性に関する情報のひとつに、生物多様性が失われた場合に身近に起こる  
 8 問題（旬のものがなくなり食べられなくなる等）やこのまま自然共生社会の実現  
 9 がスムーズにいかず環境破壊が進むことで起こりうる生活の変化など、私達にと  
 10 ってデメリットになることを具体的に教えてほしい 等

11  
12 ⑥ 生物多様性の保全等について、地域での自主的な取組を推進するために、  
 13 県はどのようなことを支援すればよいか

項目	件数	割合
誰でも取り組めるような生物多様性保全活動のためのリーフレットを作成し、周知・配布する	129	35.8%
地域の活動に対して資金等を助成する	75	20.8%
生物多様性に精通した人材を育成するための研修会を開催する	53	14.7%
市町村やNPO・事業者等に対して生物多様性保全活動への助言や技術指導を行う	49	13.6%
地域の活動に対して生物多様性に精通した人材を紹介・派遣する	44	12.2%
その他	10	2.8%

14  
15 <その他の回答>

- 16 ・長期的な視点から、学校教育に力を入れるとよい。  
 17 ・小・中学校のカリキュラムに入れる、夏季休暇等の共通課題とするなど、若者へ  
 18 の啓発を行うことで、家庭でも話題となり、大人の啓発にもつながる。  
 19 ・親子で自然に触れるイベントを開催し、楽しみながら学べる企画をするのがよい。  
 20 ・セミナー、YouTubeでの配信、福岡県庁LINEでの配信 等

- 1 ⑦ これまでの設問以外での自然との共生についての意見(自由記述・主な意見)
- 2 ・未来を担う若者に対する環境問題の教育をぜひとも強化してほしい。
- 3 ・河川の護岸工事など自然に配慮した工法を検討してもらいたい。
- 4 ・県民の意識や考え方をより高めていき、共生に向けた県全体での水準の底上げが必
- 5 要。
- 6 ・リーフレットを各自治会まで落とし込んで配布し多数の方に情報提供したほうが良
- 7 い。
- 8 ・若い世代が農業をする機会を設けるのはどうか。
- 9 ・外来種が増え、気候変動も激しく甚大な災害も増えてきた。我々も SDGs や環境対
- 10 策等、出来ることをしっかり考えて環境対策に注視していかなければならないと痛
- 11 感する。
- 12 ・「生物多様性の保全」などについて、県民が理解し一人ひとりが出来ることを確実に
- 13 行っていくことが大切。そのための広報や具体的な体験等の機会を増やすことが重
- 14 要。
- 15 ・保全活動をしている団体を取り上げ、取材して、広く、紹介するといいと思う。
- 16 ・県としてこのように取り組んでいるということをもっと多くの人に知らせる必要が
- 17 ある。 等

18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

1     **(3) 意見募集（パブリックコメント）**

2     **■ 意見募集期間**

3         2021（令和3）年11月30日～12月13日

4

5     **■ 実施方法**

6         次期福岡県生物多様性戦略（案）を福岡県ホームページに掲載するとともに、以下  
7         に配架しました。

- 8             ・福岡県県民情報センター
- 9             ・福岡県各地区県民情報コーナー（県内4か所）

10

11    **■ 実施結果**

12         意見提出9名 意見提出件数21件

13

14    **■ 意見の概要とその対応**

15         いただいた御意見への対応については、下記ホームページにて公表しています。

16         福岡県ホームページ（URL調整中）

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

1 **5. 福岡県生物多様性戦略策定の経緯及び体制等**

2 **(1) 福岡県生物多様性戦略策定の経緯**

開催日	名称	内容
2021（令和3）年 3月15日	令和2年度第1回 庁内推進会議	次期福岡県生物多様性戦略策定の方向性の検討
2021（令和3）年 3月17日	第1回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略策定の方向性の検討
2021（令和3）年 7月21日	令和3年度第1回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略の策定の方向性の報告
2021（令和3）年 7月30日	第2回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略の計画期間及び行動目標 の検討
2021（令和3）年 8月	自然環境保全団体等への アンケート	生物多様性に関する意識や保全の取組に対する考え 方等の把握
2021（令和3）年 8月	県政モニターアンケート	自然共生社会の推進のための施策の方向性
2021（令和3）年 11月 4日	第3回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略（素案）の検討
2021（令和3）年 11月 9日	令和3年度第2回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略（素案）の報告
2021（令和3）年 11月	パブリックコメント	次期福岡県生物多様性戦略（案）に関する意見募集
2021（令和3）年 11月	市町村意見照会	次期福岡県生物多様性戦略（案）に関する意見照会
2022（令和4）年 1月21日	第4回専門委員会	次期福岡県生物多様性戦略（最終案）の検討
2022（令和4）年 1月25日	令和3年度第3回 環境審議会	次期福岡県生物多様性戦略（最終案）の報告

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

1 (2) 福岡県生物多様性戦略専門委員会名簿

2 (2022 (令和 4) 年 3 月末現在、敬称略、50 音順)

氏名	所属・役職等	備考
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授	委員長
岩熊 志保	一般社団法人まほろば自然学校 代表	
宇根 豊	農と自然の研究所 代表	
上村 真仁	筑紫女学園大学現代社会学部現代社会学科 教授	
須田 隆一	福岡県保健環境研究所環境生物課 研究員	
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授	
清野 聡子	九州大学大学院工学研究院 准教授	副委員長
馬場 稔	北九州市立自然史・歴史博物館 名誉館員	
皆川 朋子	熊本大学先端科学研究部 准教授	

3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

1 (3) 福岡県生物多様性戦略策定に係る施策関係課及び庁内推進会議構成課

No	部局	施策関係課(室)	推進会議 構成課
1	企画・地域振興部	総合政策課	○
2		広域地域振興課	○
3	人づくり・県民生活部	社会活動推進課	○
4		文化振興課九州国立博物館・世界遺産室	
5		私学振興・青少年育成局私学振興課	
6	保健医療介護部	保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室	○
7	環境部	環境政策課	○
8		環境保全課	○
9		循環型社会活動推進課	
10		廃棄物対策課	
11	商工部	商工政策課	
12		商工政策課産業特区推進室	
13		工業保安課	
14		観光局観光政策課	
15		観光局観光振興課	
16	農林水産部	農林水産政策課	○
17		農山漁村振興課	
18		食の安全・地産地消課	
19		経営技術支援課	
20		畜産課	
21		農村森林整備課	
22		林業振興課	
23		水産局漁業管理課	
24		水産局水産振興課	
25	県土整備部	県土整備総務課	
26		企画課	○
27		道路維持課	
28		道路建設課	
29		河川管理課	
30		河川整備課	
31		港湾課	
32		砂防課	
33	建築都市部	建築都市総務課	○
34		都市計画課	
35		公園街路課	
36	教育庁	総務部総務企画課	
37		総務部文化財保護課	○
38		教育振興部高校教育課	
39		教育振興部義務教育課	
40		教育振興部体育スポーツ健康課	
41		教育振興部社会教育課	○

2

## 6. 用語解説 ※調整中

### 【あ行】

#### 愛知目標

2010(平成22)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「戦略計画 2011-2020」における 20 の世界目標のこと。愛知ターゲットともいう。戦略計画 2011-2020 では、2050 年までに「自然と共生する世界を実現する」という長期目標(ビジョン)を掲げ、2020(令和2)年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」という短期目標(ミッション)及び20の個別目標である愛知目標の達成を目指している。2021(令和3)年以降の国際的な目標(ポスト2020生物多様性枠組)については、2022(令和4)年春に開催されるCOP15第二部で採択される予定である。

→ 愛知目標の詳細な内容と成果については資料編(p.資9)を参照

#### IPBES (イブエス/アイピーエス)

Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)の略語。生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012(平成24)年4月に設立された政府間組織。IPBESは科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱としており、その成果は、生物多様性条約に基づく国際的な取組や各国の政策に活用されている。

#### ESG (イーエスジー) 投資

企業に投資を行う際に、従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素にも考慮した投資のことを指す。2006(平成18)年に、投資にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則が提唱されて以降、日本においてもESG投資が広がっている。

#### ESD (イーエスディー)

Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略語。気候変動や生物多様性の損失、資源の枯渇など現代社会が抱える様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉えて取り組むことで、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動のこと。学習指導要領においても「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においてもESDに関連する内容が盛り込まれている。

#### EbA (イービーエー)

Ecosystem based Adaptation(生態系を活用した適応策)の略語。

→ 生態系を活用した適応策

#### 育成複層林

森林の林木を伐採する時、一度に全てを伐採せずに必要な分だけ抜き切りし、その跡に林木を育成することにより、樹齢や樹種の違う樹木で構成された複数の樹冠層を持つ森林が成立する。このような森林を育成複層林と呼ぶ。育成複層林は、大きな木を伐採しても小さな木が残

1 るため、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が期待できる。

2

### 3 **逸出／外来種の逸出**

4 飼育している動物が逃げ出すこと。植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野  
5 生化すること。

6

### 7 **遺伝子かく乱**

8 長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体  
9 との交雑によって乱されること。

10

### 11 **栄養塩／栄養塩類**

12 海水や淡水に含まれ、植物プランクトン、藻類の栄養になる物質のこと。硝酸塩・亜硝酸塩・  
13 アンモニウム塩やリン酸塩など。広義には、生物が生存するために必要な塩類のことを指す。

14

### 15 **エコツーリズム**

16 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環  
17 境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域  
18 固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながってい  
19 くことを目指していく仕組みである。

20

### 21 **Eco-DRR (エコディーアールアール)**

22 Ecosystem-based disaster risk reduction (生態系を活用した防災・減災) の略語。

23 → 生態系を活用した防災・減災

24

### 25 **エコトーン**

26 2 つ以上の生態系の境界で、異なる環境が狭い範囲で連続的に移行(変化)していく場所を  
27 指す。移行帯または推移帯とも呼ばれる。例えば、農地と森林の境界、陸域と水域の境界など。  
28 エコトーン自体が生物多様性の豊かな場所であるとともに、異なる生態系間を移動して生活す  
29 る生物にとって重要な移動経路である。

30

### 31 **SNS (エスエヌエス)**

32 Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略語。新たな友人関  
33 係を広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好  
34 等を登録していくコミュニティ型のウェブサイトのこと。代表的な SNS として「フェイスブ  
35 ック」や「ツイッター」が挙げられる。

36

### 37 **SDGs (エスディージーズ)**

38 Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略語。2015 (平成 27) 年 9 月の  
39 国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」  
40 に記載された国際目標で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すもの。17 のゴール  
41 と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

42

43

1 **NbS (エヌビーエス)**

2 Nature based Solutions (生態系を活用した解決策) の略語。

3 → 生態系を活用した解決策

4

5 **塩沼地**

6 河川の河口部や入江、潟など、満潮時に植物体が冠水し干潮時に干出する場所のこと。塩分  
7 による生理的乾燥を防ぐ特殊な機構を持った植物 (塩生植物) が生育している。

8

9 **OECM (オーイーシーエム)**

10 Other Effective area-based Conservation Measures (その他の効果的な地域をベースとする  
11 手段) の略語。2018 (平成 30) 年に開催された生物多様性条約 COP14 において、「保護地  
12 域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・  
13 精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的  
14 な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義されている。

15 →コラム 7 (p.63) を参照

16

17

18 **【か行】**

19 **海水準**

20 静止したときの海面のこと。実際の海面は波、うねり、潮汐などで絶えずゆれているため、  
21 海面の長期観測によって高さの平均値を求め、平均海水面で表す。

22

23 **海洋酸性化**

24 表面海水は一般的に弱アルカリ性(pH 約 8.1)を示すが、二酸化炭素が多く溶け込むと pH が  
25 下がり、海水のアルカリ性が弱まる。海洋の pH が長期にわたって低下する現象を海洋酸性化  
26 と呼ぶ。産業革命以降、化石燃料の消費によって大気中の二酸化炭素濃度が上昇を続けており、  
27 それに伴って海水中に溶ける二酸化炭素も増え、海洋の酸性化が進んでいる。

28

29 **外来種**

30 人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のこと。自然に分布するものと、同種であっ  
31 ても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。

32

33 **拡大造林**

34 戦後の経済復興に伴い、住宅建築等のための木材需要が拡大したことにより、人工林で広く  
35 伐採が行われた。しかし、それだけでは国内の供給が不足していたことから、昭和 30 年代から  
36 広葉樹林の伐採が積極的に行われるようになった。伐採跡地には、建築用材等としての需要が  
37 見込まれるとともに、成長も早いスギやヒノキなどの針葉樹の植栽が進められた。このような  
38 広葉樹林の伐採跡地等への針葉樹の植栽を拡大造林という。

39

40 **下層植生**

41 植物群落の階層構造において最上層よりも下の層に生育する植物の集団。森林では低木層や  
42 草本層 (林床植生) を指す。

43

## 1 **かく乱**

2 様々な生態レベルの構造、組成、機能などに影響を及ぼす破壊的作用。具体的には、地震、  
3 山火事、台風、土石流などの物理的かく乱、大気汚染等の化学的かく乱、昆虫の大発生などの  
4 生物的かく乱などがある。対象となる生物群のサイズと生態レベルの違いによってかく乱の持  
5 つ意味や影響は異なり、中規模なかく乱は種の多様性を高めることが知られている。

6

## 7 **河床**

8 河川の水で覆われた川底の部分。普通は上流から下流に移るにしたがって勾配は緩くなる。  
9 構成物質は一般に、上流部は大～小の礫（れき）、中流部は砂利、下流部は細砂が主体である。

10

## 11 **河道**

12 川の水が流れる道筋。

13

## 14 **河畔林**

15 河川周辺の森林のうち、主に中流・下流の氾濫原（洪水時に氾濫した水に覆われる土地）に  
16 あるもの。川辺林とも呼ばれる。これに対して、上流の狭い谷底や斜面にあるものを溪畔林と  
17 いう。河畔林にはヤナギ類やムクノキ、エノキなどが生育する。

18

## 19 **花粉媒介**

20 花粉には運動能力がないため、花粉が雌しべに到達するには、何らかの方法で花粉が運搬さ  
21 れる必要がある。花粉を運搬する媒体には、昆虫や鳥などの動物、風、水などがあるほか、自  
22 個体の花粉が雌しべの柱頭に付着する様々な自家受粉も知られている。

23

## 24 **環境影響評価（環境アセスメント）**

25 道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境へ  
26 の影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、  
27 環境配慮を行う手続の総称。

28

## 29 **環境保全型農業直接支払**

30 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の  
31 高い営農活動に対して支援を行う国の制度。化学肥料、化学合成農薬の使用を都道府県の慣行  
32 レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化や生物多様性保全等に効果の  
33 高い営農活動（有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培など）に  
34 取り組む場合に交付金を交付する。

35

## 36 **間伐**

37 森林内の樹木の混み具合に応じて、成長の悪い個体を中心に樹木の一部を伐採し、残った木  
38 の成長を促す作業のこと。人工林では、植栽後10年以上が経過すると植栽木が込み合ってくる  
39 ため、定期的の間伐を行う必要がある。

40

## 41 **気候変動**

42 地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接的または間接的に起因する気候の変化のこと  
43 で、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをい

1 う。

2

### 3 希少種

4 野生状態で生息個体数が少ない種（亜種、変種を含む）のこと。希少野生生物と同義。希  
5 少種のうち、個体数が著しく減少し、絶滅の危機に瀕している種が絶滅危惧種である。福岡県  
6 レッドデータブックでは、絶滅危惧 IA 類、IB 類、II 類に評価された絶滅危惧種、及び存続基盤  
7 が脆弱な種として評価された準絶滅危惧種のほか、絶滅種なども含めた全掲載種を希少種と呼  
8 んでいる。

9

### 10 汽水域

11 汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のこと。汽水とは、河川などから  
12 流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体のこと。汽水域  
13 は外海によって他の汽水域から隔離された環境となることが多いため、分布範囲の限られた特  
14 産種が多く、特異な生物相がみられることもある。

15

### 16 GAP（ギャップ）／GAP 認証制度

17 Good Agricultural Practices（農業生産工程管理）の略語。農業において、食品安全、環境保  
18 全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を GAP という。農業者が  
19 行う GAP の取組を第三者機関が審査し認証する制度が GAP 認証制度である。日本では、国際  
20 的に最も普及した規格である GLOBALG.A.P.のほか、国際規格としての展開を目指す ASIAGAP、  
21 日本発祥の JGAP の 3 種類の認証制度が普及している。また、福岡県における取組として、県  
22 が定める GAP 点検項目に基づく福岡県 GAP 認証制度がある。

23

### 24 強度間伐

25 林内をより明るくし、種子が発芽しやすい環境をつくるため、通常の間伐よりも本数を多く  
26 間伐すること。

27

### 28 クリーク

29 筑後平野南部の農業用水路はクリークまたは掘割と呼ばれる。クリークは、貯水池であり用  
30 水路でも排水路でもある、網の目のように発達した水路。かつてクリーク地帯では、満潮時に  
31 水位が上がった河川から、その上層の水だけを取る（下層は塩水で上層のみが淡水であるため）  
32 アオ取水と呼ばれる独特の水利用システムがあった。

33

### 34 グリーンインフラ

35 自然環境が持つ多様な機能を賢く活用し、CO2 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸  
36 透等による防災・減災、SDGs に沿った環境と経済の好循環に資するまちづくりなど、様々な  
37 地域課題の解決に寄与する取組のこと。

38 → コラム 10（p.74）を参照

39

### 40 グリーン購入

41 購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく地球環境のことを考え、環境負荷がで  
42 きるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

43

1 **グリーンツーリズム**

2 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の  
3 余暇活動。

4

5 **群落**

6 → 植物群落

7

8 **公益的機能**

9 森林・林業分野では、森林が持つ多面的機能のうち、木材生産を除く機能のことを公益的機  
10 能と呼ぶ。

11

12 **交雑**

13 遺伝的に異なる個体間が交配すること。その結果として雑種が形成される。

14

15 **国内希少野生動植物種**

16 国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により生息・生育状  
17 況に支障を来す事情が生じている種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法  
18 律（種の保存法）によって指定された種（亜種、変種を含む）のこと。国内希少野生動植物種  
19 に指定されると、個体の捕獲・採取や譲渡し等が原則として禁止される。

20

21 **個体群**

22 ある地域にすむ同種の個体の集まりをいう。一般的に、個体間に交配などの相互関係がある  
23 こと、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む意味で使われる。対象とする問題  
24 によって、一つの生息場所に対応する小地域から複数の生息場所を含む大地域まで様々な規模  
25 で取り扱われる。

26

27

28 **【さ行】**

29 **30by30（サーティバイサーティ）**

30 2030年までに地球上の陸域と海域の30%以上の保全・保護を目指す世界目標を指す。ポス  
31 ト2020生物多様性枠組案の主要な目標として検討されている。

32 → コラム7 (p.63) を参照

33

34 **里海**

35 水産や流通をはじめとした人手が加わることにより、生物生産性と生物多様性が高くなった  
36 沿岸海域のことで、陸域でいう里山と同じく人と自然が共生する場所。

37

38 **里地里山**

39 環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が  
40 形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原  
41 等で構成される地域概念」と定義している。

42

43

1 **GIS (ジーアイエス)**

2 Geographic Information System (地理情報システム) の略語。

3 → 地理情報システム

4

5 **CSR (シーエスアール)**

6 Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任) の略語。企業活動において、社会的公  
7 正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任  
8 ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

9

10 **自生**

11 生物、特に植物がある地域で人の保護を受けずに自力で繁殖し生活していること。地域との  
12 結びつきがより深い場合を指し、逸出・定着した外来種は自生といわない。

13

14 **自然海浜保全地区**

15 瀬戸内海環境保全特別措置法及び福岡県自然海浜保全地区条例にもとづき、自然海浜の保全  
16 及び適正な利用を図るため、県内3か所が指定されている。自然海浜保全地区では、工作物の設  
17 置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為を事前届出制としている。

18

19 **自然環境保全地域**

20 自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために  
21 指定された地域。県内には法指定の自然環境保全地域はないが、福岡県環境保全に関する条例  
22 に基づく自然環境保全地域として、4か所が指定されている。

23

24 **自然公園**

25 自然公園法に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。自然  
26 公園に指定された区域内では、保護の重要度に応じて各種行為が規制されており、建築物を設  
27 置したり、木竹を伐採したりするなどの行為を行う際には、環境大臣あるいは都道府県知事の  
28 許可が必要である。

29

30 **自然再生**

31 過去に健全性の損なわれた生態系の修復や生物多様性の保全・回復の取組を指す。自然再生  
32 推進法はその推進に関する基本事項を定めた法律である。

33

34 **自然資源**

35 生産や消費に使用できる自然由来の各種原料や環境の働きのこと。天然資源ともいう。植物、  
36 動物、大気、土壌、鉱物などのほか、風景などの観光資源も含まれる。

37

38 **自然資本**

39 森林、土壌、水、大気、生物資源など、価値を生み出す自然資源のストックのこと。自然資  
40 本は、自然環境を人々の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本とする考え方であり、自然  
41 資本を源泉とするフローを生態系サービスとして捉えることができる。

42

43

1 **自然林**

2 伐採などの人為的な影響を受けていない状態の森林。

3

4 **自然を活用した解決策 (NbS)**

5 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。グリーン  
6 インフラ、Eco-DRR、EbAなどを包含する広い概念。

7 → コラム 3 (p.18) を参照

8

9 **持続可能な開発目標**

10 → SDGs (エスディー・ジーズ)

11

12 **持続可能な利用**

13 生物資源は再生可能な資源であるが、この再生能力を超えない範囲で、資源を損なうことな  
14 く、将来にわたる継続的な利用が保証される方法で利用していくことを持続可能な利用という。

15

16 **自伐林家**

17 伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等のこと。

18

19 **ジビエ**

20 食材となる野生鳥獣のことで、フランス語の gibier が語源。

21

22 **社会変革**

23 transformative change の訳語で、社会変容ともいう。IPBES 地球規模評価報告書では、「パ  
24 ラダイム (特定の時代や分野において規範となる物の見方や捉え方)、目標、価値観を含む、技  
25 術、経済、社会の根本的なシステム全体にわたる再構成のこと」と定義されている。2030 年以  
26 降、自然の保全と持続可能な利用、及び持続可能な社会の実現に向けた目標を達成するために、  
27 実現が求められるものである。

28

29 **修験道**

30 日本古来の山岳信仰が仏教に取り入れられた日本独特の混淆 (こんこう) 宗教で、山に籠も  
31 って厳しい修行を行うことにより、悟りを得ることを目的としている。修験道の実施者を修験  
32 者または山伏という。福岡県内では、英彦山、宝満山、福智山、求菩提山などが修験道の霊域  
33 とされ、修行の場となっていた。

34

35 **種子の散布**

36 種子が母植物から離れて広がっていくこと。種子が散布される方法には、風によって運ばれ  
37 る風散布、水に流されて運ばれる水散布、動物に運ばれる動物散布、植物自身の力によって種  
38 子が飛ばされる自動散布、重力によって落下するだけの重力散布がある。

39

40 **照葉樹林**

41 常緑広葉樹 (照葉樹) が優占する森林。温暖で夏に雨が多く、冬に乾燥する気候条件下で成  
42 立し、ヒマラヤ山地から中国南部、台湾、沖縄を経て日本の南西部に至る東アジアの暖温帯に  
43 分布する。主な樹種はカシ類、シイ類、タブノキやクスノキなどのクスノキ科、サカキやヤブ

1 ツバキなどのツバキ科など。

2

### 3 植生

4 一定の場所に生育する植物の集団。人為的な影響を受けずに自然の環境要因のもとに生育す  
5 る自然植生と人為的な影響を受けて置き換えられた代償植生に大別される。

6

### 7 植生図

8 植物群落の具体的な広がりや地図上に図示したもの。現時点でそこに実在している植生を示  
9 したものを現存植生図という。

10

### 11 植物群落

12 いろいろな植物が、同一場所に集まって一緒に生活している集団。単に群落ともいう。個別  
13 性をもった植生の単位として用いられる。

14

### 15 人工林

16 苗木の植栽や、播種（はしゅ）、挿し木など人為的な方法により造成した森林。植林地と同義。

17

### 18 侵略的外来種

19 外来種のうち、生態系、人の生命または身体、農林水産業等への被害を及ぼすまたは及ぼす  
20 おそれがあるもの。侵略的外来種には、外来生物法に基づき指定され、規制の対象となる特定  
21 外来生物も含まれる。福岡県内においても、オオクチバス、アライグマ、アカミミガメなど生  
22 物多様性や人間活動に深刻な影響をもたらす侵略的外来種が侵入・定着している。

23

### 24 森林認証制度

25 適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付すことによって、森林の保護  
26 を図ろうとする制度。独立した第三者機関が、一定の基準に照らし合わせて評価・認証する。  
27 国際的な認証制度としては、国際 NGO の森林管理協議会（FSC）が管理する「FSC 認証」と  
28 PEFC 森林認証プログラムが管理する「PEFC 認証」があり、日本国内の認証制度として一般社  
29 団法人緑の循環認証会議が管理する「SGEC 認証」がある。SGEC 認証は 2016 年に PEFC 認  
30 証と相互承認されている。

31

### 32 水源かん養

33 森林や水田などは、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとと  
34 もに、川の流量を安定させる機能を持っており、この機能を水源かん養機能という。

35

### 36 生活史

37 生物の個体が誕生し、成長、繁殖を遂げて死亡するまでの一生涯の過程。生息環境、行動、  
38 餌、外敵との関係など、生活の仕方そのものを含んだ過程として用いられる。

39

### 40 生息域外保全

41 絶滅のおそれのある野生動植物種を保全するため、動物園や植物園などの安全な施設に生物  
42 を保護し、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法のこと。

43

1 **生息域内保全**

2 絶滅のおそれのある野生動植物種を保全するため、本来の生息・生育地内において、生息・  
3 生育に適した環境を積極的に保全・再生することにより絶滅を回避する方法のこと。

4

5 **生態系**

6 ある地域に生息・生育する全ての生物とその地域内の非生物的環境（例えば大気、水、土壌  
7 など）をひとまとめにして捉えた系のこと。

8

9 **生態系サービス**

10 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供  
11 給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションなどや精神  
12 的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」  
13 の4つに類型化している。

14 → コラム 1 (p.4) を参照

15

16 **生態系ネットワーク**

17 生態系や生物の生息・生育に不可欠な環境がネットワークとしてつながっていること。近年  
18 は土地利用の変化や開発等により、生態系ネットワークの分断が生じている。

19 → コラム 8 (p.65) を参照

20

21 **生態系を活用した適応策 (EbA)**

22 気候変動により生じると想定されるリスクや損失に対して、生物多様性や生態系が持つ様々  
23 な機能やサービスを活用すること。

24 → コラム 9 (p.71) を参照

25

26 **生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)**

27 生態系の保全・再生・維持管理を通して、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用  
28 いるとともに、食糧や水の供給などの様々な機能により、人間や地域社会の自然災害への対応  
29 を支える考え方。

30 → コラム 10 (p.74) を参照

31

32 **生物季節**

33 サクラの開花やツバメの初飛来など、季節の移り変わりに伴う生物の行動・状態の変化をい  
34 う。地球温暖化の進行により、サクラの開花の早まりやカエデの紅葉の遅れなどが報告されて  
35 いる。

36

37 **生物相**

38 ある地域に生息・生育する全ての生物種の種類組成。植物相（フロラ）と動物相（ファウナ）  
39 を合わせたもの。

40

41 **生物多様性の主流化**

42 生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、様々な  
43 社会経済活動の中に組み込むこと。愛知目標では、生物多様性の主流化のために、「生物多様性

1 の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する]、「生物多  
2 様性の価値が国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合される]、「政府、  
3 ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が持続可能な生産及び消費のための計画を達成するため  
4 の行動を行う」ことなどを掲げている。

5

## 6 絶滅危惧種

7 様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種（亜種、変種を含む）のこと。  
8 環境省、福岡県ともに、レッドデータブック掲載種のうち、絶滅危惧 IA 類、IB 類及び II 類に評  
9 価された種を絶滅危惧種としている。進化の過程では絶滅することも自然のプロセスであるが、  
10 今日絶滅は、自然のプロセスとは全く異なり、様々な人間活動の影響のもと、かつてない速  
11 さと規模で進んでおり、絶滅の防止は地球環境保全上の重要な課題となっている。

12

## 13 遷移

14 ある植物群落が他の植物群落に移り変わっていく過程。アカマツ林が常緑広葉樹林に変わる  
15 ことなどを指している。

16

17

## 18 【た行】

### 19 多自然川づくり

20 治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、ま  
21 た、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工  
22 事。

23 → コラム 18 (p.138) を参照。

24

### 25 脱窒作用

26 様々な脱窒細菌が、硝酸または亜硝酸を窒素ガスに変えて放出する作用。大量の脱窒が発生  
27 するには、土壌中の酸素が少なくなり土壌が還元的な条件になること、同時に土壌中に酸素の  
28 多い酸化的な場所ができ、硝酸態窒素が存在するか、または硝酸が生成する条件があること、  
29 脱窒菌が存在することの 3 条件が必要である。湿地や水田、干潟などではこのような条件が揃  
30 い、脱窒が盛んに生じる。

31

### 32 たまり

33 河道内に存在する止水域のうち、平水時（非増水時）は河川の本流とつながらずに分離孤立  
34 し、水の入替えが少ないものを指す。

35

### 36 多面的機能

37 森林や水田などは、木材や食料を供給する役割があるだけでなく、国土の保全、水源かん養、  
38 生物多様性の保全、良好な景観の保全、文化の継承など、様々な機能を有しており、このよ  
39 うな多様な機能のことを多面的機能という。

40

### 41 多面的機能支払

42 農業・農村の有する多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向  
43 上を図る活動を支援するために交付金を交付する国の制度。このような農林水産業の持つ多面

1 的機能を支える活動に対する国の直接支払制度として、林業では森林・山村多面的機能発揮対  
2 策交付金、水産では水産多面的機能発揮対策事業がある。

3

#### 4 **地域循環共生圏**

5 環境、経済、社会の統合的向上を図るため、地域ごとに異なる再生可能な資源が循環する自  
6 立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し支え合うという考え方。

7

#### 8 **地産地消**

9 地域で生産された農林水産物を、生産された地域内で消費する取組のこと。

10 → コラム 15 (p.119) を参照

11

#### 12 **中山間地域**

13 平野の外側の周辺部から山間地までの、棚田や樹園地などが広がる山あいの地域を指す。

14

#### 15 **中山間地域等直接支払**

16 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、5年以上農業を続ける  
17 ことを約束した農業者等に対して、交付金を交付する国の制度。対象となる取組は、農業生産  
18 活動を継続するための取組（耕作放棄地の発生防止活動や水路・農道等の管理活動等）と体制  
19 整備のための前向きな活動（集落戦略の作成）である。

20

#### 21 **鳥獣保護管理事業計画**

22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、環境大  
23 臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、  
24 都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画のこと。鳥獣保護区の設定に関す  
25 ることや、鳥獣の捕獲等の許可に関すること、普及啓発や実施体制に関することについて定め  
26 られている。

27

#### 28 **鳥獣保護区**

29 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき、鳥獣の  
30 保護繁殖を図るために指定され、狩猟による鳥獣の捕獲が禁止される区域のこと。鳥獣保護区  
31 の区域内で、鳥獣の保護繁殖を図るために特に必要があると認められる地域については、特別  
32 保護地区として指定することができる。特別保護地区内では、水面の埋立て、干拓、立木竹の  
33 伐採、工作物の設置など、鳥獣の繁殖に影響を及ぼすおそれがある行為を行うには、環境大臣  
34 または都道府県知事の許可を受ける必要がある。

35

#### 36 **地理情報システム（GIS）**

37 緯度経度などの地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持った様々なデータを総合的に  
38 管理・分析し、視覚的に表示する技術。

39

#### 40 **定着／外来種の定着**

41 外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。

42

43

1 **天然記念物**

2 文化財保護法では、「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び  
3 地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いも  
4 の」のうち、重要なものと定義している。天然記念物には、国が指定するもののほか、県や市  
5 町村が各々の文化財保護条例に基づき指定するものがある。

6

7 **天然更新**

8 森林の伐採後、植栽を行わずに、伐採前から生育していた稚樹や自然に落下した種子等から  
9 樹木を定着させることで、森林の再生（更新）を図る方法のこと。

10

11 **特定外来生物**

12 外来種のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系  
13 等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって規定された生物。特定外来生物に指  
14 定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁  
15 止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられる。

16

17 **特定鳥獣保護管理計画**

18 地域的に著しく増加、または減少した野生鳥獣の地域個体群の長期に渡る安定的な維持を図  
19 るために、地域個体群を単位として、都道府県知事が策定することができる計画。計画期間、  
20 保護管理の目標、目標の達成手段、実施体制等について記されている。福岡県では、シカ、イ  
21 ノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画（その生息数が著しく増加、またはその生息地の範  
22 囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）を策定している。

23

24 **特別緑地保全地区**

25 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などに  
26 より現状凍結的に保全する制度で、都市緑地法に規定されている。都市計画区域内において、  
27 無秩序な市街化の防止や公害または災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、  
28 風致または景観が優れているもの、動植物の生息地として保全する必要があるもののいずれか  
29 に該当する緑地が指定の対象となる。

30

31

32 **【な行】**

33 **ナラ枯れ**

34 ナラ類やシイ・カシ類などのブナ科樹木にカシノナガキクイムシが穴をあけて侵入する際、  
35 このクイムシに付着していた糸状菌（通称ナラ菌）が樹木に感染することで、樹幹の通水機  
36 能が失われて枯死する伝染病のこと。正式名称はブナ科樹木萎凋病。

37

38 **二次草原**

39 草刈りや火入れ、採草、放牧など、人間の管理のもとで維持されている草原。半自然草原と  
40 も呼ばれる。二次草原の大部分は、過去に森林を伐採して作られたもので、放置が長く続くと  
41 やがて森林に移行する。

42

43

1 **二次林**

2 伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長  
3 などにより成立した森林。

4

5

6 **【は行】**

7 **ヒートアイランド現象**

8 都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやア  
9 スファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気  
10 温が高くなっている現象。

11 → コラム 12 (p.83) を参照

12

13 **ビオトープ**

14 本来、生物の生息空間を指す専門用語であるが、日本では一般的に、開発事業などによって  
15 環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに新たに造成された生物の生息空間の意味  
16 で用いられる。

17

18 **干潟**

19 潮の干満に伴い、周期的に海面下から空気中に露出を繰り返す平坦（へいたん）な砂泥底の  
20 海岸地形の通称。干潟は外海から遮蔽された波浪の少ない内湾や河川の河口域に発達するが、  
21 その規模は地域ごとの潮の干満差に依存する。例えば、有明海では潮の干満差が大きいために  
22 干潮時には広大な干潟が出現する。

23

24 **物質循環**

25 自然界において様々な物質が循環的な動態をとることを指している概念で、炭素循環や窒素  
26 循環など元素単位で示されたり、水循環など化合物単位で捉えられたりする。物質循環はエネ  
27 ルギーの流れを伴い、その原動力の一つの柱として生命活動がある。例えば、大気中の二酸化  
28 炭素が光合成生物（植物や植物性プランクトンなど）によって炭水化物等の形で固定され、草  
29 食動物（1次消費者）や肉食動物（2次消費者）などに捕食されて個体間を移動し、死後にバク  
30 テリアなどの分解者が二酸化炭素にまで分解し、大気中に放出される。

31

32 **ふくおかエコ農産物認証制度**

33 化学合成農薬の散布回数（成分回数）と化学肥料（窒素成分）の使用量をともに県基準の半  
34 分以下で生産する栽培計画を認証する制度。この制度に基づいて生産された農産物（認証農産  
35 物）には、認証マークを表示することができ、消費者は農産物の情報を知ること、安全・安  
36 心で環境にやさしい農産物を購入することができる。

37

38 **保安林**

39 水源のかん養、土砂の崩壊の予防、生活環境の保全・形成など、森林の持つ公益的機能を発  
40 揮させるために、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林で  
41 は、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が  
42 規制される。

43

1 **防除／外来種の防除**

2 外来種による被害を防ぐために、捕獲、採取または殺処分、被害防止措置等を行うこと。侵略的外来種の防除手法としては、その外来種の生息・生育や繁殖に適さない環境に改変させる  
3 環境的防除、外来種を物理的に捕獲、忌避、侵入防止する物理的防除、天敵生物の使用や病原  
4 菌の塗布などにより特定の外来種を防除する生物的防除、農薬や誘引剤などの化学薬剤を使用  
5 する化学的防除などが挙げられる。  
6

7

8 **ほ場整備**

9 既成の水田や畑をよりよい基盤条件を持つ農地に整備する一連の土地改良のこと。  
10

11 **ポスト 2020 生物多様性枠組**

12 生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標は 2020（令和 2）年を目標年としていること  
13 から、2021 年以降の新たな目標が 2022（令和 4）年春に開催される生物多様性条約 COP15  
14 第二部において採択される予定であり、採択に到るまでの新たな目標のことをポスト 2020 生  
15 物多様性枠組と呼ぶ。ポスト 2020 生物多様性枠組では、2050 年までに「自然と共生する世界  
16 を実現する」という長期目標が継続されるとともに、2030 年までの新たな個別目標（ターゲッ  
17 ト）などが策定される予定である。  
18

19

20 **【ま行】**

21 **マイクロプラスチック**

22 5mm 以下の微細なプラスチックごみのこと。これに含有または吸着する化学物質が食物網  
23 に取り込まれることで、生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。  
24

25

25 **松くい虫被害／マツ枯れ**

26 クロマツやアカマツなどのマツ類に、マツノマダラカミキリにより運ばれたマツノザイセン  
27 チュウが樹木内に侵入することで、樹液の通水機能が失われて枯死する伝染病のこと。正式名  
28 称はマツ材線虫病。  
29

30

30 **水循環**

31 地球上の水は、気圏では水蒸気、陸圏では地表水（河川水、湖沼水）や土壌水分、地下水、  
32 また水圏では海水や流水などに形を変え、存在している。これらは連続的に相互に流入、流出  
33 しており、この循環を水循環と呼ぶ。日本のような中緯度湿润森林流域では、水は基本的に「降  
34 水→土壌水→地下水→地表水→海洋」という循環系を形成する。近年は、生活の快適性や利便  
35 性、安全性の向上や産業経済活動の拡大のため、飲料水・工業用水の確保や、治水や灌漑（か  
36 かんがい）、上下水道や水路整備など人為的な水循環が構築されてきた。こうした人為影響に伴い、  
37 水循環が単調化・阻害され、水環境保全の観点から看過できないと認識されるようになってい  
38 る。  
39

40

40 **木質バイオマス**

41 再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のうち、木材からなるもの  
42 を木質バイオマスと呼ぶ。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材で発生した枝・葉  
43 などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や木屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の

1 剪定枝などがある。

2

### 3 藻場

4 海中に生育する大型藻類または海草の群落と、それを基礎とする独特な生物群集や環境を指  
5 して藻場と呼ぶ。藻場は多くの魚類や無脊椎動物の産卵場や幼稚体の生育場となっており、水  
6 産生物のゆりかごといわれる。

7

8

### 9 【や行】

#### 10 有機農業

11 有機農業の推進に関する法律（有機農業促進法）では、「化学的に合成された肥料及び農薬を  
12 使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する  
13 環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義され  
14 ている。

15

16

### 17 【ら行】

#### 18 ラムサール条約

19 1971（昭和46）年にイランのラムサールで開催された国際会議で採択された湿地に関する条  
20 約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であるが、採択  
21 の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。この条約では、国際的に重要な湿  
22 地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際  
23 的に重要な湿地を1か所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な  
24 利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

25

#### 26 流域

27 一つの水系に降った降水が集まる範囲をいう。集水域と同義。

28

#### 29 林床

30 森林の地表面のこと。林冠が閉じた森林では、落ち葉などが堆積し、上層木により光が遮ら  
31 れるため、薄暗く湿った環境になっている。

32

#### 33 レッドデータブック

34 絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）に基づいて、それらの分布や生  
35 息状況、絶滅の危険度などをより具体的に記載した本のこと。RDBと略記される。国際自然保  
36 護連合（IUCN）により、1966（昭和41）年に最初のレッドデータブックが発行され、最も危  
37 機的なランクに選ばれた生物の解説が赤い用紙に印刷されていたため、レッドデータブックと  
38 呼ばれている。

39

40

41

42

1 **【わ行】**

2 **ワンド**

3 河道内に存在する止水域のうち、平水時（非増水時）に河川の本流とつながっているものを  
4 指す。河川本流に比べて水流が穏やかなため、止水的な環境を好む生物の重要な生息環境とな  
5 っている。

6

7 **ワンヘルス／ワンヘルス・アプローチ**

8 人と動物の健康と環境の健全性を一つとして捉え、一体的に守ろうという考え方や理念  
9 をワンヘルス（One Health）という。この考え方のもとに、各分野に携わる者だけでなく、行  
10 政や企業、市民も一緒になって人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題の解決に向け  
11 て、取り組むことをワンヘルス・アプローチという。

12 → コラム 2（p.14）を参照

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

## 引用文献

### ※作成中

- 1) 生物多様性とはなにか（環境省）  
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>
- 2) メダカの系統と種内構造. 蛋白質核酸酵素 45:2909–2917（酒泉満）
- 3) 中山間地域等直接支払制度について（福岡県）  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyuusannkann.html>
- 4) うちの郷土料理（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k\\_ryouri/search\\_menu/area/fukuoka.html](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/area/fukuoka.html)
- 5) 大川市観光なび（大川市）  
<http://www.city.okawa.fukuoka.jp/kankou/>
- 6) センダン（協同組合 福岡・大川家具工業会 地域材開発部会）  
<http://okawa-sendan.jp/>
- 7) 令和2年度 農林水産白書（福岡県）  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/nourinsuisanhakusyo-2.html>
- 8) 過去の気象データ検索（気象庁）  
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>
- 9) 海面水温の長期変化傾向（東シナ海北部）（気象庁）  
[https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/shindan/a\\_1/japan\\_warm/cfig/warm\\_area.html?area=C#title](https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/data/shindan/a_1/japan_warm/cfig/warm_area.html?area=C#title)
- 10) うきは市有林における森林認証の概要（うきは市）  
[http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/detail.aspx?c\\_id=44&type=top&id=1341](http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/detail.aspx?c_id=44&type=top&id=1341)
- 11) 農林業センサス（農林水産省）  
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/dai1kan.html>
- 12) ため池管理保全法に基づく都道府県別の対応状況について（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_tameike/tameike\\_taiou.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/tameike_taiou.html)
- 13) 福岡県における瀬戸内海の水質保全の取り組み（福岡県）
- 14) 多自然川づくりの具体事例（その1）（国土交通省）
- 15) 第2回、4、5回自然環境保全基礎調査 海岸調査、干潟調査（環境庁）
- 16) 第2回～第5回自然環境保全基礎調査 海岸調査、海辺調査（環境庁）
- 17) 市町村提供資料（福津市、岡垣町）